

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。

第2条 春日部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	(期末手当) 第17条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。